SHARP

シャープ株式会社

証券コード 6753

第127期定時株主総会招集ご通知

日時

2021年６月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場所

堺市堺区匠町１番地
当社　多目的ホール
（裏表紙の「会場ご案内図」をご参照ください。）

【ご来場自粛のお願い】

○新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当日のご来場は見合わせていただきますようお願いいたします。

○議決権は、次のウェブサイトからインターネットによる行使をお願いいたします。

議決権行使ウェブサイト: https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
（右記のＱＲコードからもご利用いただけます）。

ご利用には、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となりますので、お手元に議決権行使書をご用意ください。

議決権行使
ウェブサイト

○インターネットによる行使ができない場合は、議決権行使書のご郵送による行使をお願いいたします。

○その他議決権行使に関する事項につきましては、3頁から4頁をご確認ください。

【ご来場される株主様へのご案内】

○株主様において、発熱等の症状がある、または感染防止対策にご協力をいただけないと当社スタッフが認めた場合は、会場へのご来場をお断りし、ご退場いただきます。ご了承ください。

○以上のほか感染防止対策その他株主総会の運営については、本招集ご通知２頁及び当社ウェブサイト（https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/）に掲載しておりますので、ご確認ください。

【株主様ご優待セールのご案内】

○日頃のご愛顧に感謝し「株主様ご優待セール」を実施いたします。
詳しくは、同封の「株主様ご優待セールのご案内」及び「株主様ご優待セール専用サイト（https://cocorostore.jp.sharp/yutai/）」をご確認ください。
なお、右記のＱＲコードから株主様ご優待セール専用サイトにアクセスできます。

○株主様ご優待セールのご利用には「株主番号」と「ご住所の郵便番号（7桁）」が必要です。「株主番号」は、同封の議決権行使書又は期末配当金計算書に記載されていますので、大切に保管ください。

ご優待セール
専用サイト

証券コード　6753
2021年６月７日

株　主　各　位

堺市堺区匠町１番地
シャープ株式会社
取締役会長　戴　正　呉

第127期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。当社第127期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当日のご来場は見合わせていただきますようお願い申しあげます。インターネット又は書面により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1.　日時・場所

2021年６月29日（火曜日）午前10時　当社多目的ホール（堺市堺区匠町１番地）
（受付開始 午前９時）

2.　目的事項

報 告 事 項　第127期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件
第４号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額及び内容決定の件
第５号議案　定款一部変更の件

3.　議決権の行使に関する事項

⑴　書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
⑵　インターネットによる方法で複数回数議決権を行使された場合（パソコンやスマートフォンなど異なる機器から重複して行使した場合を含む。）、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
⑶　上記のほか、議決権行使に関する事項は３頁から４頁をご確認ください。

4. ウェブサイトによる開示、修正について

(1) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の株主総会参考書類及び添付書類には記載しておりません。

①参考書類の「第５号議案 定款一部変更の件」の「２．新旧対照表」の一部
②事業報告の「２．会社の株式に関する事項」、「３．会社の新株予約権等に関する事項」、「５．会計監査人に関する事項」、「６．業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）」、「７．剰余金の配当等の決定に関する方針」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
④計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記②から④につき当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

以　上

【ご来場される株主様へのご案内】

○ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
○バス乗車時において、発熱が認められた方や体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けのうえ、ご来場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
○体調不良を感じた株主様は当社スタッフにお申し出ください。また、体調がすぐれないようにお見受けされる方には、当社スタッフがお声掛けし、発熱等の症状がある場合はご退場いただきますので、あらかじめご了承ください。
○検温やアルコール消毒、マスクの着用などの感染防止のための措置にご協力をお願いいたします。
○交通事情（株主様専用バスに関するものを含みます。）に伴う会場への到着遅延により、株主総会の開会に間に合わない場合であっても、当社は責任を負いかねます。ご理解ください。
○ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。議決権を保有する株主様であることが確認できない場合は、ご入場をお断りさせていただくこととなります。
○株主様が多数の場合など、主会場以外の別室にご案内させていただくことがあります。ご理解ください。
○株主総会でのご質問は、目的事項に関連するご質問のみに限らせていただきます。

【経営説明会のご案内】（当社多目的ホールで開催予定）

○株主総会と同日、同場所にて株主様向けの経営説明会を開催いたします。株主総会終了後直ちに開催する予定であり、午前中の開催となる見込みですのでご留意ください。
○経営説明会のご参加者は、2021年３月31日時点で議決権を保有する株主様に限らせていただきます。

○株主総会及び経営説明会の運営方法等に変更があった場合、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

※本総会においては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、インターネットによる行使をお願いいたします。インターネットによる行使ができない場合は、書面による行使をお願いいたします。

株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時

書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

※詳細については次頁をご参照ください。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

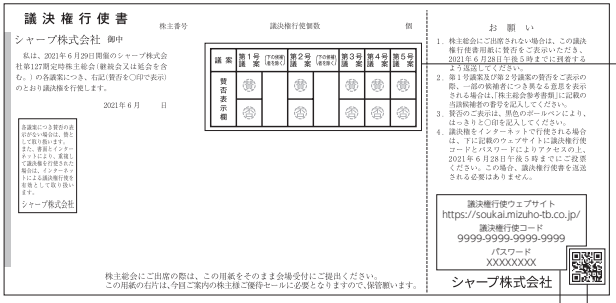

インターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

議決権行使ウェブサイトにアクセスできるQRコードです。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案

全員賛成の場合 ―― **「賛」**の欄に○印
全員否認する場合 ―― **「否」**の欄に○印
一部の候補者を否認する場合 ―― **「賛」**の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案～第5号議案

賛成の場合 ―― **「賛」**の欄に○印
否認する場合 ―― **「否」**の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

1）書面による議決権行使に代えて、パソコン又はスマートフォンにより当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の株主様は、同封の議決権行使書用紙右下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

当社指定のURL：https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

※バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2）議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、本定時株主総会に関してのみ有効です。

3）インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使についてご不明な点は、株主名簿管理人 **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル　0120-768-524（土日休日を除く　午前９時～午後９時）

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。取締役候補者は、次のとおり（※印は新任の取締役候補者）であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 戴（たい）　正（せい）　呉（ご） （1951年９月３日生）	1986年７月　鴻海精密工業股份有限公司入社 2001年７月　同 董事代表人（2017年４月退任） 2016年８月　当社代表取締役社長 2017年６月　同 代表取締役 社長執行役員 2018年６月　同 代表取締役 会長兼社長執行役員 2019年６月　鴻海精密工業股份有限公司 董事（2020年６月退任） 2019年７月　当社代表取締役 会長兼社長執行役員 兼 ８Ｋエコシステムグループ長 2020年６月　同 代表取締役 会長執行役員 兼 ＣＥＯ （現在に至る）	0株
2	 野村（のむら）　勝明（かつあき） （1957年２月７日生）	1981年４月　当社入社 2009年10月　同 ＡＶシステム管理本部長 2010年４月　同 執行役員 経理本部長 2010年６月　同 取締役 執行役員 経理本部長 2011年10月　同 取締役 常務執行役員 経営戦略統轄兼経理本部長 2012年４月　同 取締役 執行役員 大型液晶事業本部副本部長 2012年６月　シャープディスプレイプロダクト株式会社 （現：堺ディスプレイプロダクト株式会社） 代表取締役会長（2016年４月より取締役会長、同年６月退任） 2016年４月　当社副社長執行役員 兼 経理・財務本部長 2016年６月　同 代表取締役 副社長執行役員 兼 経営企画本部長 兼 経理・財務本部長 兼 東京支社長 2016年８月　同 代表取締役 副社長 兼 管理統轄本部長 2017年６月　同 代表取締役 副社長執行役員 兼 管理統轄本部長 2019年７月　同 代表取締役 副社長執行役員 兼 スマートライフグループ長 兼 管理統轄本部長 2020年６月　同 代表取締役 社長執行役員 兼 ＣＯＯ 兼 管理統轄本部長（現在に至る）	1,679株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 ※ 荘宏仁（つぁぉん ほぉん じぇん） （1954年３月12日生）	2002年６月　鴻揚創業投資股份有限公司 董事長（2005年12月退任） 2002年11月　群創光電股份有限公司 董事長（2007年６月退任） 2008年４月　宏瀚投資股份有限公司 董事長（現在に至る） 2010年６月　榮創能源科技股份有限公司 董事長（2016年６月董事長退任。以降は董事、現在に至る） 2014年７月　General Interface Solution（GIS）Holding Limited 董事長（2017年５月董事長退任。以降は董事、現在に至る） 2018年６月　新應材股份有限公司 董事（現在に至る）	0株
4	 ※ 許庭禎（きょ てい てい） （1963年11月29日生）	1996年５月　Applied Meterials, Inc.、Product Director（1998年11月退任） 1998年12月　奇美電子股份有限公司 執行副総経理（2003年12月退任） 2003年12月　建美電子股份有限公司 董事長（2007年12月退任） 2008年１月　群創光電股份有限公司 副総経理（2013年８月退任） 2013年10月　Japan Display Inc. 台灣分公司 董事長 兼 總部會長特別顧問（2018年３月退任） 2019年１月　Suwa Investment Holdings, LLC、Partner（現在に至る）	0株

1．戴正呉氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である鴻海精密工業股份有限公司及びその子会社等における過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
2．許庭禎氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
（社外取締役候補者に関する記載事項）
許庭禎氏は、長年にわたり、半導体やディスプレイ等のメーカーにおいて事業及び経営に携わり、豊富な経験と幅広い知識を有していること等当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
3．当社は、荘宏仁及び許庭禎の両氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「４．会社の役員に関する事項　(1)取締役の氏名等（社外役員に関する事項を含む）（注）10」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 呂旭東（ろしゅとう） (1964年12月22日生)	1990年６月　国瑞汽車股份有限公司 入社 2002年８月　鴻海精密工業股份有限公司 入社（2010年11月退社） 2007年８月　フォックスコン・ジャパン株式会社 取締役（2014年１月より監査役、2017年６月退任） 2010年12月　鴻準精密工業股份有限公司 経理責任者（2017年８月退任） 2014年１月　堺ディスプレイプロダクト株式会社 監査役（2015年12月退任） 2017年１月　堺ディスプレイプロダクト株式会社 監査役（2017年６月退任） 2017年６月　当社取締役（監査等委員・常勤）（現在に至る）	0株
2	 姫岩康雄（ひめいわやすお） (1953年11月５日生)	1983年８月　ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所（現ＫＰＭＧ）入所 1990年８月　日本公認会計士登録 1994年８月　ＫＰＭＧプロジェクトジャパン欧州担当ディレクター 1996年１月　センチュリー監査法人 社員 2001年２月　新日本監査法人 代表社員 2003年９月　あずさ監査法人 パートナー 2009年７月　あずさ監査法人 大阪ＧＪＰ（グローバル ジャパニーズ プラクティス）室長 2015年５月　有限責任 あずさ監査法人 全国社員会議長 2016年６月　姫岩公認会計士事務所 所長（現在に至る） タカラバイオ株式会社 社外監査役（現在に至る） 2017年６月　当社取締役（監査等委員）（現在に至る） 2020年６月　ＩＤＥＣ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現在に至る）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 中川 裕（なかがわ ゆたか） （1945年12月４日生）	1968年４月　ソニー株式会社 入社 1997年６月　同 執行役員常務 2005年６月　同 執行役ＥＶＰ 兼 パーソナルオーディオビジュアルネットワークカンパニー ＮＣプレジデント 2006年10月　同 執行役副社長 兼 セミコンダクタ＆コンポーネントグループ担当 2009年４月　同 執行役副社長 兼 生産、物流、調達、ＣＳプラットフォーム担当 2011年６月　同 業務執行役員 副会長 兼 生産、物流、調達、ＣＳプラットフォーム担当（2012年６月退任） 2020年６月　当社取締役（監査等委員）（現在に至る）	0株

1．呂旭東、姫岩康雄及び中川 裕の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
（社外取締役候補者に関する記載事項）
呂旭東候補者
同氏は、長年にわたり、経理業務に携わってきており、豊富な経験と幅広い知識を有していること等当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役（監査等委員）に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
姫岩康雄候補者
同氏は、長年にわたり、公認会計士としての業務に携わっており、豊富な経験と幅広い知識を有していること等当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役（監査等委員）に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
中川 裕候補者
同氏は、長年にわたり、ＡＶ機器及び半導体等の事業に携わるとともに、執行役員として企業経営にも携わってきており、豊富な経験と幅広い知識を有していること等当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役（監査等委員）に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
2．呂旭東氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である鴻海精密工業股份有限公司及びその子会社等における過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3．呂旭東、姫岩康雄及び中川 裕の３氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
4．当社は、呂旭東、姫岩康雄及び中川 裕の３氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。
5．呂旭東及び姫岩康雄の両氏の在任期間は４年、中川 裕氏の在任期間は１年であります。
6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「４．会社の役員に関する事項　(1)取締役の氏名等（社外役員に関する事項を含む）（注）10」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7．呂旭東、姫岩康雄及び中川 裕の３氏が当社の社外取締役として在任中に、当社の連結子会社であるカンタツ株式会社及びその子会社において、不適切な会計処理の存在が発覚しました。社外取締役の各氏は、当該事案の発覚までかかる事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事案の発覚後において、再発防止のための当社の取り組みを確認するなどの職責を果たしております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、2019年６月25日開催の第125期定時株主総会において、事業年度当たり５億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。）とご承認いただくとともに、当該報酬等の額とは別枠として、取締役の報酬等として割り当てる新株予約権を3,000個以内、ただし、新株予約権の額の合計は３億円以内とご承認いただいております。

現在の取締役は４名（うち社外取締役０名）ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は４名（うち社外取締役１名）となります。ガバナンス強化をはかるため、社外取締役を１名増員したことから、社外取締役の責務や期待される役割を勘案し、取締役の報酬等の額を現在の事業年度当たり５億円以内（賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。）に据え置いたうえで、このうち社外取締役分を20百万円以内といたしたいと存じます。各取締役への具体的な配分については、取締役会又は取締役会の委任を受けた報酬委員会において決定することといたします。

また、当社は、当社の取締役が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、会社業績に対する責任及びその向上へのインセンティブを強めるため、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。なお、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、既に付与済みのものを除き、取締役に対する上記の新株予約権による報酬枠を廃止いたします。

本議案に基づき対象とされた取締役（以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、事業年度当たり３億円以内とし、このうち社外取締役分を12百万円以内といたしたいと存じます。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は事業年度当たり15万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、別記の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告の「４．会社の役員に関する事項(3)取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針」に記載のとおりであります。

第４号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額及び内容決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2019年６月25日開催の第125期定時株主総会において、事業年度当たり１億円以内とご承認いただくとともに、当該監査等委員である取締役の報酬等の額とは別枠として、監査等委員である取締役の報酬等として割り当てる新株予約権を600個以内、ただし、新株予約権の額の合計は60百万円以内とご承認いただいております。

第２号議案が原案どおり承認可決されましても、監査等委員である取締役の員数は現在の３名から変更なく、監査等委員である取締役の報酬等の額の合計は事業年度当たり１億円以内（賞与を含みます。）に据え置きたいと存じます。

また、当社は、監査等委員である取締役が、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで、執行に対する充実した監査・監督を行う意識を向上させ、もって企業価値の毀損防止、信用維持を図るべく、上記報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。なお、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、既に付与済みのものを除き、取締役に対する上記の新株予約権による報酬枠を廃止いたします。

本議案に基づき対象とされた監査等委員である取締役（以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、事業年度当たり60百万円以内とし、具体的な支給時期及び配分については監査等委員の協議により決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は事業年度当たり３万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、別記の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案して、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

（別記）譲渡制限付株式割当契約の具体的な内容

第３号議案において取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で、また、第４号議案で監査等委員である取締役（以下、併せて「対象取締役」といいます。）との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）に含まれる内容は、以下のとおりです。

（1）対象取締役は、３年間（ただし、払込期日から約１年から約５年までの間で当社の取締役会が別途定めた場合はその期間）（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）対象取締役が、当社の取締役会が別途定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあること（これに加えて、当社の取締役会が定める一定の業績目標が解除条件とされた場合には当該目標の達成）を条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（6）上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（7）本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

本株主総会において本制度に係る第３号議案及び第４号議案のいずれもが承認可決されることを条件として、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役（監査等委員会設置会社においては監査等委員である取締役を含みます。）、監査役及び従業員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

第５号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由及び内容

次のとおり定款を変更することといたしたいと存じます。

変更後の具体的規定については「２．新旧対照表」の「変更案」の欄に記載のとおりです。

(1) Ｃ種種類株式に関する規定の削除

Ｃ種種類株式については、発行済株式の全部を取得、消却したことから、その内容を規定した第６条の２を全文削除するとともに、Ｃ種種類株式に関して規定された箇所（第６条及び第８条）につき必要な変更を行うものです。

(2) 種類株主総会に関する規定の削除

発行済のＣ種種類株式全部の取得・消却により、発行している種類株式がなくなったことから、種類株主総会に関する規定を削除するものです（第16条の２の削除）。

(3) その他

上記変更に伴う条数の変更を行うものです。

２．新旧対照表

上記変更後の具体的規定については、以下「変更案」の欄のとおりです。

なお、現行定款との対照は、以下ほかインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

（https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/pdf/21all_kaiji.pdf）

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、10億株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式　10億株 Ｃ種種類株式　113万6,363株	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、10億株とする。
（Ｃ種種類株式） 第６条の２　（省　略）	（削　除）
第６条の３　（省　略）	第６条の２　（現行どおり）
（単元株式数） 第８条　当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、Ｃ種種類株式の単元株式数は、１株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（種類株主総会） 第16条の２　（省　略）	（削　除）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第１四半期に急速に悪化しました。しかしながら第２四半期以降、各国で経済活動が再開するなど、感染状況により地域毎の強弱はあるものの、総じて持ち直しの動きが続きました。

当社グループでは、こうした事業環境の変化に対応した適切な対策を講じ、従業員の安全と業績の確保に努めるとともに、財務体質の改善や株主価値の向上を図りました。

当連結会計年度の業績は、スマートライフ、８Ｋエコシステム、ＩＣＴの３セグメントともに売上が増加し、売上高が2兆4,259億円（前年度比7.2％増）となりました。営業利益は、ＩＣＴが減少したものの、スマートライフと８Ｋエコシステムが増加し、831億円（前年度比61.5％増）となりました。経常利益は631億円（前年度比25.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は532億円（前年度比288.0％増）となりました。新型コロナウイルス感染症が収束せず、規制が実施されるなか、年度末にかけては半導体が隘路となった影響などがあったものの、業績は順調に回復し、大幅な増益となりました。

期末配当につきましては、当期純利益が予想値を上回る着地となりましたので、財務状況や今後の事業展開などを総合的に勘案し、前期の18円から12円増額の１株当たり30円の配当を実施することといたしました。

（セグメント別売上高）

セグメント	金額	構成比	前年度比	経過
スマートライフ	8,799億円	36.3%	103.4%	プラズマクラスター機器、洗濯機、調理家電などの販売が増加
８Ｋエコシステム	12,829億円	52.9%	111.2%	パソコン・タブレット向けや大型のパネル販売が増加
ＩＣＴ	3,589億円	14.8%	100.4%	通信事業・パソコン事業が増収
合計	24,259億円	100.0%	107.2%	

（注）セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、億円未満を切り捨てて表示。
合計は、各セグメントの合計から調整値△958億円（△4.0％）を控除した金額です。

(2) 設備投資の状況

総額915億円の設備投資を行いました。なお、セグメントごとの設備投資金額は、次のとおりであります。

セグメント	金額
スマートライフ	219億円
８Ｋエコシステム	669億円
ＩＣＴ	8億円
全社（共通）	18億円
合計	915億円

⑶　資金調達の状況

事業資金の安定性を確保するため、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱ＵＦＪ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（総額5,100億円）を継続しております。また、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間のシンジケート・コミットメントライン契約に基づき、事業資金として1,000億円のタームアウト借入を行うとともに、コミットメントライン契約（融資枠2,000億円）を継続しております。

⑷　対処すべき課題

当社は現在、「８K+５GとAIoTで世界を変える」を事業ビジョンに掲げ、「Smart Home」「Smart Office」「Health」「Entertainment」「Education」「Industry」「Security」「Mobility」の8つの重点事業分野を中心に、８Kや５G、AIoT等の先端技術を核とした、当社ならではのハードウェアやサービス、ソリューションの創出を進めています。

こうした取り組みを通じて、with/afterコロナ時代の「ニューノーマルの確立」、「多様なライフスタイルの実現」、「医療や介護問題の解決」、「労働力不足の解消」、「脱炭素社会の実現」等、様々な社会課題の解決を図り、人や社会に寄り添い、常に新たな価値を提供し続ける「強いブランド企業“ＳＨＡＲＰ”」の確立を目指していきます。

このような方向性に沿って、当社は今後、「ブランド事業を主軸とした事業構造の構築」、「事業ビジョンの具現化」、「社債市場への復帰」の3つの取り組みを加速し、ブランド事業を中心にさらなる収益力強化を図るとともに、強固な財務基盤を構築していきます。加えて、ESGにもしっかりと取り組むことで、サステナブルな社会の実現に貢献するとともに、持続的成長を果たしていく考えです。

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、米中貿易摩擦の長期化や半導体不足など、今後の環境変化の想定が極めて難しい状況が続く見通しにありますが、既存事業を着実に維持・強化する一方で、成長が期待できる新規事業領域への積極展開や柔軟かつ強靭なサプライチェーンの構築など、変化への対応力を高めることで、業績目標の達成に向けて邁進してまいります。

なお、当事業年度において、当社の連結子会社であるカンタツ株式会社及びその子会社において、不適切な会計処理の存在が発覚しました。

当社はこの調査のため、弁護士・公認会計士を含む調査委員会を設置し、2021年3月12日、調査委員会から、当該不適切な会計処理の内容と影響額、発生原因、再発防止策の提言についての調査報告書を受領し、過年度の決算短信の訂正及び関東財務局へ過年度を含む有価証券報告書等の訂正報告書の提出を行いました。

当社は、今回の事態が、財務報告に係る内部統制が有効に機能しておらず開示すべき重要な不備に該当したことを重く受け止め、調査委員会が認定した事実、発生原因、及び再発防止策の提言を十分に分析し、問題点を正しく認識したうえで、具体的な再発防止策等を策定、実行してまいります。

（ご参考）本件の詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
(https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/)

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分 ＼ 年度	2017年度 (第124期) (2017年4月1日 ～2018年3月31日)	2018年度 (第125期) (2018年4月1日 ～2019年3月31日)	2019年度 (第126期) (2019年4月1日 ～2020年3月31日)	2020年度 (第127期) (2020年4月1日 ～2021年3月31日)
売上高（百万円）	2,427,271	2,394,767	2,262,284	2,425,910
経常利益（百万円）	89,320	62,849	50,175	63,175
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	70,225	64,012	13,726	53,263
1株当たり当期純利益（円）	106.07	100.08	22.47	87.20
総資産（百万円）	1,908,461	1,848,551	1,811,907	1,927,226
純資産（百万円）	401,713	357,331	270,959	364,139
1株当たり純資産額（円）	267.48	377.53	419.54	573.59

(注) 1．当社は2017年10月1日付で、普通株式及びC種種類株式についていずれも10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る数値等は、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。
3．金融商品取引法の規定に基づき有価証券報告書を訂正したため、2018年度及び2019年度については訂正後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分 ＼ 年度	2017年度 (第124期) (2017年4月1日 ～2018年3月31日)	2018年度 (第125期) (2018年4月1日 ～2019年3月31日)	2019年度 (第126期) (2019年4月1日 ～2020年3月31日)	2020年度 (第127期) (2020年4月1日 ～2021年3月31日)
売上高（百万円）	1,715,968	1,585,576	1,352,996	1,179,143
経常利益（百万円）	78,019	56,851	38,388	62,805
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	71,189	47,309	29,090	△12,636
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	107.64	72.73	47.62	△20.69
総資産（百万円）	1,560,446	1,439,993	1,494,654	1,436,875
純資産（百万円）	369,424	301,269	197,823	57,142
1株当たり純資産額（円）	252.72	311.38	323.39	93.08

(注) 1．当社は2017年10月1日付で、普通株式及びC種種類株式についていずれも10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び1株当たり純資産額を算定しております。
2．金融商品取引法の規定に基づき有価証券報告書を訂正したため、2018年度及び2019年度については訂正後の数値を記載しております。

⑹ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、セグメント別の主要製品・サービスは、次のとおりであります。

セグメント	主要製品・サービス
スマートライフ	冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿器、電気暖房機器、プラズマクラスターイオン発生機、理美容機器、電子辞書、電卓、電話機、ネットワーク制御ユニット、太陽電池、蓄電池、カメラモジュール、センサモジュール、近接センサ、埃センサ、ウエハファウンドリ、ＣＭＯＳ・ＣＣＤセンサ、半導体レーザー等
８Ｋエコシステム	液晶カラーテレビ、ブルーレイディスクレコーダー、オーディオ、ディスプレイモジュール、車載カメラ、デジタル複合機、インフォメーションディスプレイ、業務プロジェクター、ＰＯＳシステム機器、ＦＡ機器、各種オプション・消耗品、オフィス関連ソリューション・サービス、各種ソフトウエア等
ＩＣＴ	携帯電話機、パソコン等

⑺ 従業員の状況（2021年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員の数	前年度末比増減
スマートライフ	16,516名	減 706名
８Ｋエコシステム	28,759	減 1,881
ＩＣＴ	4,121	減 45
全社（共通）	1,082	増 234
合計	50,478	減 2,398

②当社の従業員の状況

従業員の数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
6,419名	減 4,443名	45.7歳	23.1年	7,432千円

(8) 主要な事業拠点（2021年３月31日現在）

①当社

本　　社	本社(堺市堺区)	
研究開発拠点	生活環境ソリューション研究所	天理事業所(奈良県天理市)
	材料・エネルギー技術研究所	柏事業所(千葉県柏市)
	通信・映像技術研究所	幕張事業所(千葉市美浜区)
主要事業所	スマートライフ	八尾事業所(大阪府八尾市)、天理事業所、福山事業所(広島県福山市)
	８Ｋエコシステム	奈良事業所(奈良県大和郡山市)、堺事業所(堺市堺区)、幕張事業所、天理事業所
	ＩＣＴ	広島事業所(広島県東広島市)

②重要な子会社

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
シャープマーケティングジャパン㈱	大阪府八尾市	1,638 百万円	100.0 %	家電・情報製品の販売及びアフターサービス
シャープエネルギーソリューション㈱	大阪府八尾市	422 百万円	100.0	太陽光発電システムの販売及び空調・電気設備工事
Ｄｙｎａｂｏｏｋ㈱	東京都江東区	17,160 百万円	100.0	パソコン及びシステムソリューション商品の開発、製造、販売、サポートサービス及びアフターサービス
シャープディスプレイテクノロジー㈱	三重県亀山市	100 百万円	100.0	ディスプレイデバイス及びディスプレイ技術応用商品の企画、開発、設計、製造、販売
Sharp Electronics Corporation	アメリカ	448,271 千米ドル	100.0	家電・情報製品及びデバイスの製造販売
Sharp Electronics (Europe) GmbH	ドイツ	51,385 千ユーロ	100.0	情報製品・デバイス及び太陽光発電システムの販売
Sharp Electronics (Europe) Limited	イギリス	80,469 千ユーロ	100.0	情報製品の販売
Sharp Appliances (Thailand) Ltd.	タイ	948,650 千タイバーツ	100.0	家電製品の製造販売
夏普弁公設備(常熟)有限公司	中国	54,400 千米ドル	100.0	情報製品の製造販売
無錫夏普電子元器件有限公司	中国	125,653 千米ドル	※100.0	デバイスの製造販売
南京夏普電子有限公司	中国	100,580 千米ドル	※100.0	家電製品及びデバイスの製造

(注) ※印は間接所有を含む比率であります。

⑼ 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	290,355 百万円
株式会社みずほ銀行	274,840
株式会社りそな銀行	46,417
株式会社三井住友銀行	32,714

（注）1. シンジケートローン契約に基づく借入を含んでおります。
2. 外貨建ての借入を含んでおります。
3. 百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑽ 重要な親会社の状況（2021年３月31日現在）

鴻海精密工業股份有限公司は、第三者割当による新株式の発行により、2016年８月12日付で当社の親会社となっております。同社は当社の議決権を36.3%（うち間接出資15.0%）保有しているほか、同社の緊密な者又は同意している者が16.3%を保有しております。なお、同社が当社の親会社に該当するとの判断は、日本の法令・会計基準に照らし、当社が認識する事実に基づき判断したものです。日本以外の法令あるいは会計基準において、親会社に該当すると判断したものではありません。

当社は、同社との間で仕入・販売等の取引があります。同社との取引等については、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行うものとしております。

⑾ その他

＜会社分割によるディスプレイ事業の分社化＞

2020年８月５日、当社のディスプレイ事業を、当社の子会社（シャープディスプレイテクノロジー株式会社（2020年８月７日設立））に吸収分割により承継させることを決定し、2020年10月１日付で実施いたしました。

＜株式会社ジャパンディスプレイ白山工場の取得＞

2020年８月28日、株式会社ジャパンディスプレイとの間で、白山工場の土地、建物及び付帯設備等を取得する契約を締結いたしました。

＜自己株式（Ｃ種種類株式）の取得及び消却＞

2021年２月26日、当社は普通株式79,536,300株を対価として発行済のＣ種種類株式795,363株の全部を取得し、同日、取得したＣ種種類株式795,363株を消却いたしました。

＜会社分割によるカメラモジュール事業の分社化＞

2021年２月５日、当社のカメラモジュール事業を、当社の子会社（シャープセンシングテクノロジー株式会社（2021年２月９日に設立））に吸収分割により承継させることを決定し、2021年４月１日付で実施いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

3. 会社の新株予約権等に関する事項

いずれもインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/pdf/21all_kaiji.pdf)

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（社外役員に関する事項を含む）

（2021年３月31日現在）

氏　名	地位、担当及び重要な兼職の状況	
戴　正　呉	代表取締役	会長執行役員 兼 ＣＥＯ
野村勝明	代表取締役	社長執行役員 兼 ＣＯＯ 兼 管理統轄本部長
林　忠　正	取締役	FOXCONN BAJA CALIFORNIA，S.A.de C.V.、Director FOXCONN SLOVAKIA,spol s.r.o.、Supervisor 鴻海精密工業股份有限公司 Eサブグループ総経理 ファインテック株式会社 取締役 FOXCONN PRECISION IMAGING PTE.LTD.、Director
陳　偉　銘	取締役	鴻海精密工業股份有限公司 Sサブグループ副総経理 虹晶科技股份有限公司 董事 富泰康電子研發（煙臺）有限公司 董事 Big Innovation Holdings Limited 董事 Fortunebay Technology PTE Ltd. 董事
呂　旭　東	取締役 (監査等委員・常勤)	
姫岩康雄	取締役 (監査等委員)	公認会計士　姫岩公認会計士事務所 所長 タカラバイオ株式会社 社外監査役 ＩＤＥＣ株式会社 社外取締役(監査等委員)
中　川　裕	取締役 (監査等委員)	

（注）１．取締役（監査等委員）の呂旭東、姫岩康雄及び中川 裕の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、姫岩康雄氏の重要な兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

２．取締役（監査等委員）である呂旭東氏は長年にわたり経理業務に携わってきており、また、姫岩康雄氏は公認会計士として豊富な経験と幅広い知識を有し、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．当社は、取締役（監査等委員）のうち、姫岩康雄及び中川 裕の両氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同証券取引所に対して届け出ております。

４．当社は、各取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

５．情報収集の充実を図り、内部監査等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）の呂旭東氏を常勤の監査等委員として選定しております。

６．取締役のWoo Kwok Fai氏は、2020年６月29日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

７．取締役（監査等委員）の津末陽一氏は、2020年６月29日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任しております。

8．当事業年度における社外取締役の主な活動状況は以下のとおりであります。

呂旭東氏

同氏は、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。長年にわたり、経理業務に携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、活動を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会４回、報酬委員会３回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

姫岩康雄氏

同氏は、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。長年にわたり、公認会計士としての業務に携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、活動を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名委員会４回、報酬委員会３回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

中川 裕氏

同氏は、2020年６月29日の就任以降の当事業年度に開催された取締役会11回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。長年にわたり、AV機器及び半導体等の事業に携わるとともに、企業経営にも携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、活動を行っております。

9．当事業年度において、当社の連結子会社であるカンタツ株式会社及びその子会社において、不適切な会計処理の存在が発覚しました。社外取締役の各氏は、当該事案の発覚までかかる事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事案の発覚後において、再発防止のための当社の取り組みを確認するなどの職責を果たしております。

10. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

⑵ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）（社外取締役0名）	249	246	3	3
監査等委員である取締役（すべて社外取締役）	69	66	3	4

（注）１．上記には、2020年５月31日に辞任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名、及び2020年6月29日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査等委員である取締役１名（うち社外取締役１名）への当事業年度分の報酬等を含んでおります。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．金銭報酬は、月例の固定報酬と賞与であります。

４．非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対して交付した新株予約権の費用計上額３百万円、及び監査等委員である取締役１名に対して交付した新株予約権の費用計上額３百万円であり、新株予約権の内容は「３．会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

5．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年６月25日開催の第125期定時株主総会において事業年度当たり５億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、金銭報酬とは別枠で、報酬等として割り当てる新株予約権の個数につき3,000個以内、事業年度当たり３億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、６名です。

6．監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年６月25日開催の第125期定時株主総会において事業年度当たり１億円以内、また、金銭報酬とは別枠で、報酬等として割り当てる新株予約権の個数につき600個以内、事業年度当たり60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名です。

⑶　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会で決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう会社業績や株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、金銭報酬として基本報酬と賞与、非金銭報酬等として株式により構成する。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等も考慮のうえ決定する。

賞与は事業年度あるいは半期等の会社業績や、業務執行取締役においては管轄事業・組織の業績等、短期業績を反映した報酬として支給する。

③非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬としての株式報酬は、譲渡制限付株式とする。

付与株式数は、当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定する。

割当は、原則として、株主総会終了後の取締役会において決定する。

④報酬等の種類毎の割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等における種類毎の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の役員報酬水準や従業員報酬とのバランス等も考慮しながら、報酬委員会において決定する。

⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の金銭報酬等の内容（取締役の個人別の基本報酬の額、業務執行取締役への賞与配分等）は、取締役会の決議に基づき委任された報酬委員会が決定する。非金銭報酬等の内容（取締役の個人別の付与数等）は、報酬委員会に諮問し、その答申に従って、取締役会の決議により決定する。

報酬委員会は、決議内容の透明性や客観性を確保するため、その構成員の半数以上を社外取締役とし、委員長は独立社外取締役が務めることとする（ただし、2021年６月29日開催の第127期定時株主総会以降においては、その構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役が務めることとする）。

5. 会計監査人に関する事項

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

いずれもインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/pdf/21all_kaiji.pdf)

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,188,770**	**流動負債**	**885,582**
現金及び預金	341,917	支払手形及び買掛金	361,825
受取手形及び売掛金	457,649	電子記録債務	34,597
たな卸資産	263,066	短期借入金	163,028
その他	130,098	未払費用	105,282
貸倒引当金	△ 3,961	賞与引当金	18,573
固定資産	**738,456**	製品保証引当金	18,897
有形固定資産	**438,486**	販売促進引当金	8,433
建物及び構築物	675,865	事業構造改革引当金	670
機械装置及び運搬具	1,162,607	その他	174,274
工具、器具及び備品	190,705	**固定負債**	**677,505**
土地	83,600	長期借入金	561,893
建設仮勘定	31,822	退職給付に係る負債	83,558
その他	48,726	その他	32,053
減価償却累計額	△ 1,754,840	**負債合計**	**1,563,087**
無形固定資産	**45,114**	**純資産の部**	
ソフトウエア	26,557	**株主資本**	**389,624**
その他	18,557	資本金	5,000
投資その他の資産	**254,855**	資本剰余金	109,126
投資有価証券	164,181	利益剰余金	289,551
退職給付に係る資産	5,584	自己株式	△ 14,053
繰延税金資産	19,053	**その他の包括利益累計額**	**△ 39,275**
その他	67,404	その他有価証券評価差額金	16,617
貸倒引当金	△ 1,368	繰延ヘッジ損益	1,086
資産合計	**1,927,226**	為替換算調整勘定	△ 39,362
		退職給付に係る調整累計額	△ 17,617
		新株予約権	**297**
		非支配株主持分	**13,493**
		純資産合計	**364,139**
		負債純資産合計	**1,927,226**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		**2,425,910**
売上原価		2,004,593
売上総利益		**421,316**
販売費及び一般管理費		338,204
営業利益		**83,112**
営業外収益		**22,590**
受取利息及び配当金	4,059	
その他の営業外収益	18,531	
営業外費用		**42,527**
支払利息	5,511	
その他の営業外費用	37,015	
経常利益		**63,175**
特別利益		**12,357**
固定資産売却益	5,630	
投資有価証券売却益	14	
固定資産受贈益	6,675	
関係会社清算益	27	
新株予約権戻入益	10	
特別損失		**9,090**
固定資産除売却損	638	
減損損失	6,417	
投資有価証券評価損	2,035	
税金等調整前当期純利益		**66,442**
法人税、住民税及び事業税		14,657
法人税等調整額		△ 442
当期純利益		**52,227**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△ 1,036
親会社株主に帰属する当期純利益		**53,263**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**710,446**	**流動負債**	**780,555**
現金及び預金	201,186	支払手形	311
受取手形	1,133	電子記録債務	32,465
売掛金	260,046	買掛金	178,450
リース債権	4,122	短期借入金	187,561
製品	31,621	リース債務	591
仕掛品	14,291	未払金	67,412
原材料及び貯蔵品	9,010	未払費用	62,640
前渡金	257	未払法人税等	5,414
前払費用	30	前受金	48,022
未収入金	164,338	預り金	117,789
その他	40,658	賞与引当金	5,800
貸倒引当金	△ 16,251	製品保証引当金	5,455
固定資産	**726,428**	関係会社事業損失引当金	66,504
有形固定資産	**300,195**	その他	2,136
建物	169,499	**固定負債**	**599,176**
構築物	3,451	長期借入金	561,173
機械及び装置	28,137	退職給付引当金	32,081
車両運搬具	8	リース債務	3,424
工具、器具及び備品	4,241	その他	2,497
土地	78,489	**負債合計**	**1,379,732**
リース資産	1,414	**純資産の部**	
建設仮勘定	14,952	**株主資本**	**40,487**
無形固定資産	**23,707**	**資本金**	**5,000**
工業所有権	1,720	**資本剰余金**	**1,250**
施設利用権	25	資本準備金	1,250
ソフトウエア	21,961	**利益剰余金**	**48,290**
投資その他の資産	**402,524**	その他利益剰余金	48,290
投資有価証券	101,616	固定資産圧縮積立金	2,428
関係会社株式	159,902	繰越利益剰余金	45,861
関係会社出資金	57,019	**自己株式**	△ **14,053**
関係会社長期貸付金	35,250	**評価・換算差額等**	**16,366**
長期前払費用	4,742	その他有価証券評価差額金	14,314
その他	44,249	繰延ヘッジ損益	2,051
貸倒引当金	△ 256	**新株予約権**	**288**
資産合計	**1,436,875**	**純資産合計**	**57,142**
		負債純資産合計	**1,436,875**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		**1,179,143**
売上原価		1,019,142
売上総利益		**160,000**
販売費及び一般管理費		98,406
営業利益		**61,594**
営業外収益		**35,847**
受取利息及び配当金	9,398	
その他の営業外収益	26,448	
営業外費用		**34,636**
支払利息	4,823	
貸倒引当金繰入額	12,734	
その他の営業外費用	17,078	
経常利益		**62,805**
特別利益		**17,741**
固定資産売却益	5,372	
投資有価証券売却益	14	
関係会社株式売却益	813	
固定資産受贈益	6,129	
新株予約権戻入益	10	
関係会社事業損失引当金戻入額	5,402	
特別損失		**87,095**
固定資産除売却損	460	
投資有価証券評価損	2,035	
関係会社株式評価損	77,922	
関係会社事業損失引当金繰入額	6,677	
税引前当期純損失（△）		**△ 6,548**
法人税、住民税及び事業税		6,047
法人税等調整額		41
当期純損失（△）		**△ 12,636**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年６月３日

シャープ株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人　大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山上眞人　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本憲吾　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　内薗仁美　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シャープ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金、その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定及び非支配株主持分を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月3日

シャープ株式会社
取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人　大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	上	眞	人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	憲	吾	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	薗	仁	美	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シャープ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金及びその他有価証券評価差額金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第127期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制が有効に機能しておらず開示すべき重要な不備がありましたが、取締役はその改善に取り組んでおり、監査等委員会としては、改善状況及び再発防止策の実施状況について、注視してまいります。また、当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響は生じていないことを確認しております。

⑵　計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年６月３日

シャープ株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　呂　旭　東　㊞

監査等委員　姫岩康雄　㊞

監査等委員　中川　裕　㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

会場ご案内図

① 株主様専用バスをご利用

南海本線 堺駅 ⇔ 会場

○南海本線堺駅の西口から、株主様専用バスをご用意しております。会場まで直行いたしますので、どうぞご利用ください。
なお、お帰りの際も、会場から南海本線堺駅まで、株主様専用バスを運行いたします。
○車椅子でお越しの株主様は、専用バス乗り場から会場まで福祉車両での送迎が可能です。
（ご希望の株主様は、事前に当社財務部 証券財務グループ（株主総会事務局）までご連絡願います（072-282-1221（代表））。）

運行時間及び所要時間

運行時間	午前８時45分～午前10時40分（5分～10分間隔）
所要時間	約20分

② 公共交通機関をご利用

○地下鉄四つ橋線 住之江公園駅３番出口
南海バス「住之江公園駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車
○南海本線 堺駅
南海バス「堺駅西口」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車
○南海高野線 堺東駅
南海バス「堺東駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車
○ＪＲ阪和線 堺市駅
南海バス「阪和堺市駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車

※当日、「匠町」から会場までのシャトルバスは随時運行いたします。

お願い
会場には駐車場をご用意しておりません。また、周辺にはコインパーキングがございませんので、お車でのご来場は固くお断りいたします。

■バス乗り場ご案内図

南海本線堺駅 西口より駅連絡通路（陸橋）でホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺２F入口前に直結

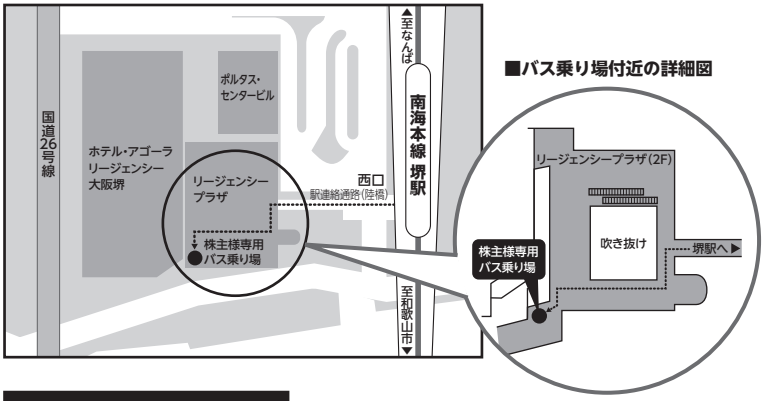

交通アクセスのご案内

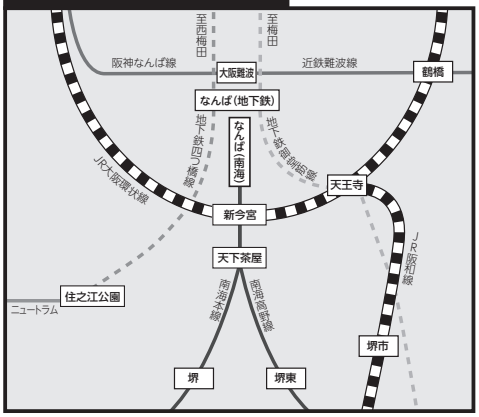

バス乗車時において、検温にご協力いただき、発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご来場をお断りさせていただきます。また、例年よりバスご乗車までにお時間がかかったり、乗車人数の制限も行うことがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。